

令和3年1月22日

保護者 各位

岡山県立岡山大安寺中等教育学校
校長 起塚 郁夫

新型コロナウイルス感染症に係る出欠の取扱い等の変更について

平素から本校教育の推進につきまして格別の御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、全国で新型コロナウイルス感染者が急増しており、都市圏を中心に再度緊急事態宣言が出されています。県内においても医療非常事態宣言が出されており、今後ますます注意が必要です。

この度「学校における地域の感染レベル」が、県立学校については「レベル2」に引き上げられたことにより、出欠の取扱いが変更になります。(下線部分が主な変更点です。)

再度、毎朝の健康観察・検温を徹底していただき、発熱等の風邪症状がみられる場合は登校しないようにお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているため、今後の状況によっては対応を見直す場合があることを申し添えます。

記

1 新型コロナウイルス感染症に関し、学校保健安全法第19条により出席停止とする目安は次のとおりです。

- (1) 児童生徒等の感染が判明した場合
- (2) 児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合
- (3) 児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられる場合
- (4) 児童生徒等の同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる場合

出席停止とする期間は、上記(1)については、保健所が指示する日まで、(2)については、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間、(3)(4)については、症状がみられなくなるまでとなっています。

➡担任へ連絡し、別紙「新型コロナウイルス感染症(疑いも含む)についての連絡票」(本校HPからダウンロードできます)に保護者の方が御記入・押印のうえ、再登校の際に担任まで提出してください。

2 新型コロナウイルス感染症に関し、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」の目安は、次のとおりです。

➡これまでと変わりありません。担任に相談してください。

- (1) 医療的ケアを必要とする児童生徒や、基礎疾患等がある児童生徒等で、主治医や学校医に相談し、登校を控えるべきと判断された場合
- (2) 新型コロナウイルス感染症に関し、各児童生徒等を取り巻く状況等により、保護者の申し出を受け、やむを得ず、特定の児童生徒等の登校を取りやめることが特に必要であると校長が認める場合